

2023年9月1日

安全情報(事業者の行政処分)の公表について

弊社は、令和3年8月10日付にて実施された一般貸切旅客自動車運送適性機関による巡回指導において、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認され、令和5年7月31日付、東自監第90号により一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分を受けた為、その状況を公表するものであります。

【一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について】

- 行政処分等年月日
令和5年7月31日
- 当該処分に係る営業所
営業所名 : バス事業部宮城営業所
住 所 : 宮城県仙台市泉区小角字宮 90-1
- 行政処分の内容
旅客に対して收受した運賃又は割戻しを行っていた(道路運送法第10条第1項)
⇒ 処分日車数 60日
令和5年8月10日から令和5年8月15日までの6日間(5両)
令和5年8月10日から令和5年8月14日までの5日間(6両)

この処分を真摯に受け止め、当該営業所のみならず、弊社全体で再発防止に努めて参る所存です。

有限会社矢吹タクシー
代表取締役 舘 秀幸